

新型コロナウイルス感染症の対応状況等について

中華人民共和国湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルスの感染拡大やわが国における感染者の発生に伴い、本市においては、この間、京都市新型コロナウイルス感染症対策庁内連絡会議、本市における患者発生に伴う緊急対策本部会議、知事・市長合同での感染症対策に係る記者会見等、感染拡大防止に向けた対応を行ってきたところです。

つきましては、現段階までの保健福祉局における対応状況等について報告させていただきます。

1 この間の取組経過

(1) 第1回庁内連絡会議（令和2年1月22日）

中国武漢市に渡航歴のない感染者が確認されるなど、ヒトからヒトへの感染が確実とみられる状況となったことから、患者の発生状況、国や本市における取組状況等の情報を共有し、万全の準備を整えるため開催

(2) 第2回庁内連絡会議（令和2年1月28日）

同日、国において、新型コロナウイルス感染症が感染症法に基づく指定感染症となることが閣議決定されたことを踏まえ、

- ・現在の患者の発生状況
- ・国における取組
- ・指定感染症指定によって適用される患者への行動制限等の内容
(診断医師の届出義務、患者や関係者への調査及び検査、入院勧告等)
- ・疑似症患者の届出があった場合の対応フローの確認
- ・市民、観光客への周知等本市における取組

等について情報を共有し、万全の準備を整えるため開催

(3) 緊急対策本部会議（令和2年1月30日）

本市において、患者の発生が確定したことを受け、当該患者の情報や対応状況を報告するとともに、各局区等における取組状況を共有し、感染拡大防止、観光客の減少に伴う京都の経済、地域企業への影響、中国に関わりのある方に対する誹謗中傷といった風評被害を生じさせない取組等、万全の体制で対策を講じていくため開催

(4) 京都府・京都市が連携した新型コロナウイルス感染症対策に係る知事・市長の共同記者会見（令和2年1月31日）

市内で発生した患者の病状報告，京都府保健環境研究所及び京都市衛生環境研究所の検査体制の強化，府市協調で中小企業を支援する緊急融資制度の創設等の対策を発表するとともに，府民・市民の皆様「正しく恐れる」ことが大事であることや，正確な情報とそれに基づく適切な対応をとっていたくようメッセージを発信

2 患者の概要及び経過

(1) 概要

京都市内に居住の20代の中国からの留学生

(2) 経過

- 1月16日 京都発で武漢着
(鉄道⇒関空⇒上海経由で武漢天河国際空港着)
- 1月22日 武漢発で京都着（行程は行きと同じ）
- 1月23日 咳症状出現
- 1月28日 夜間に38度台の発熱があり救急搬送で市内医療機関受診
肺炎とは診断されず自宅療養
- 1月30日 正午に国立感染症研究所に患者検体を搬入
午後8時頃，ウイルス検査陽性であることが確定
午後10時30分から緊急対策本部会議開催
- 1月31日 午前9時30分，本市が手配した専用の搬送車を用い，京都市立病院入院
 - 体温37.2度，呼吸，血圧，脈拍等症状は安定
 - 念のためCTをとると通常のレントゲンではわからない極めて軽度の肺炎症状があることがわかったが，入院による対症療法を継続することによって回復する見込み

(3) 自宅療養時の状況

咳の症状を呈した1月23日以降，万が一に備え，外出は1回のみ。その際は二重にマスクを着用

日用品等も他人の手を借り，必要物品を持ってきた方と接さずに入手されるなど，人と接しない工夫を徹底されていた。

3 その他の疑似症患者の状況

令和2年2月4日現在：1件

京都市衛生環境研究所のウイルス検査結果を国に報告し，陰性患者であることが確定済

4 保健福祉局における対策等

(1) 専用電話相談窓口の開設

令和2年1月31日午前8時45分から、土・日・祝日を含む24時間対応の専用電話相談窓口（電話番号：075-222-3421）を開設
相談実績（1月31日～2月4日午前9時現在）：357件
主な相談内容：体調が不良だが問題ないか、京都市における対策内容、一般的な予防方法等

(2) 京都市衛生環境研究所における検査体制の構築

令和2年1月31日に京都市衛生環境研究所及び京都府保健環境研究所における検査体制を構築

合築施設のメリットを活かし、協定に基づき、相互に協力しながら迅速かつ的確に検査を実施

検査機器（リアルタイムPCR）は府3台、市2台の計5台所有しており、最大60検体／日の検査が可能

(3) 市民、観光客等への情報提供、注意喚起

本市ホームページのトップページの緊急情報欄に最新の情報を随時掲載

(4) 関係機関等への周知

ア 医療関係機関への周知、協力依頼

京都府医師会、京都府病院協会、京都私立病院協会、市立病院及び市内疑似症定点医療機関（13箇所）に注意喚起、協力依頼文書を送付

イ その他の関係機関・団体への周知

○ 旅館・ホテル等

市内宿泊施設4,627施設及び京都府旅館ホテル生活衛生同業組合に注意喚起文書を送付

○ 障害者福祉施設・団体

1,119事業所・団体に注意喚起文書を送付

○ 高齢者施設・事業所等

関係事業所（地域包括支援センター、老人福祉センター等）に注意喚起文書を送付

介護ケア推進課ホームページに注意喚起文書を掲載し、介護保険関連施設等約8,500施設・事業所に周知

○ 生活衛生関係団体

京都府理容生活衛生同業組合、京都府美容生活衛生同業組合、京都府クリーニング生活衛生同業組合、京都府公衆浴場業生活衛生同業組合、生活衛生同業組合京都興行協会に注意喚起文書を送付

○ 薬務関係団体

京都府薬剤師会，京都府医薬品登録販売者協会，日本チェーンドラッグストア協会京都支部に注意喚起文書を送付

5 今後の取組

国及び京都府，医師会等関係機関との連携の下，令和2年2月1日付け国通知に基づき，「帰国者・接触者外来」（国が定める要件に合致した感染疑い患者を診察する。医療機関名は非公表とする。）を設置することとし，その目途が立ち次第，現在の「専用電話相談窓口」を「帰国者・接触者外来」の受診調整を行う「帰国者・接触者相談センター」に位置付けるとともに，検査体制を確保し，感染拡大防止に引き続き取り組むほか，必要に応じて対策本部会議を開催し，全庁を挙げて対策を進める。